

2026年1月23日  
株式会社 ABEJA（事務局）

「生成A I の適切な利活用等に向けた知的財産の  
保護及び透明性に関するプリンシプル・コード  
（仮称）（案）」に対する共同意見書



「生成 AI の適切な利活用等に向けた知的財産の保護及び透明性に関するプリンシプル・コード（仮称）（案）」（以下「本コード」という。）及び「生成 AI の適切な利活用等に向けた知的財産の保護及び透明性に関するプリンシプル・コード（仮称）（案）概要開示対象事項 具体例」（以下「本具体例」という。）に対して、以下の通り意見する。

## 1. 「1. 総論」について

---

### (1) 「（1）基本的な考え方（目的）」について

意見なし

### (2) 「（2）この文書の適用を受ける対象」について

#### 意見 1

要約：生成 AI 事業者の基準を「公衆に提供」するかではなく、「市場に提供」するかに変更すべきである。

意見：公衆への提供を基準とする場合、企業が自社ホームページ上にテキスト生成 AI を利用したチャットボットを展開し、訪問者の質問等を回答させている場合、生成 AI を公衆に提供しているものとして、本コードの適用を受けることになるが、AI と何の関係もない事業を展開する事業者が生成 AI に関する説明を自社ホームページで行うことになり、適用範囲が広範にすぎる。本コードが参考にした、AI Act53 条においては、適用範囲は、GPAI を市場に提供しているプロバイダーに限定されている。よって、市場提供性を生成 AI 事業者の基準とするべきである。

#### 意見 2

要約：生成 AI 提供者を適用対象者から除外すべきである。

意見：自社ホームページ上にテキスト生成 AI を利用したチャットボットを展開している企業であっても、生成 AI を公衆に提供しているものとして、本コードの適用を受けることになるが、AI と何の関係もない事業を展開する事業者が自社ホームページで生成 AI に関する説明を行うことになり、適用範囲が広すぎる。本コードの開示事項は基本的には生成 AI 開発者しかわからない事項が多く、生成 AI 提供者を本コードの対象から除外すべきである。

#### 意見 3

要約：生成 AI のインテグレーションを行っただけの部分は適用対象外とするべきである。

内容：第三者が提供する生成 AI を、データを用いた出力調整を行うことなく、自社システムにインテグレーションしただけの事業者については、本コードが求める開示に対して、独自に開示できる事項が少なく、生成 AI を提供する第三者からの情報をそのまま開示するだけになる。他方で、このようなインテグレーションだけを行っている事業者は数が多く、多数の事業者に、形式的な義務を負担させる

ことになる。AI Act でも、基本的には、インテグレーションをただけの事業者は GPAI 提供者ではない。よって、インテグレーションを行っただけの場合には本コードの適用対象外とするべきである（この点は、生成 AI 提供者を適用対象者から除外することでも実現可能であると理解している。）。また、他社生成 AI を RAG やファインチューニングなどのデータを用いた出力調整を行った事業者は、生成 AI 開発者に該当し、適用対象者となると理解しているが、自ら調整に用いたデータの部分を越えて他社の生成 AI 部分について開示できることが少ないことがある。または、同じ生成 AI を利用している生成 AI 開発事業者間で、用いている生成 AI のトレーニングプロセス等の理解の違いにより、開示内容に差異が生じかねない。このような生成 AI 開発事業者に対しては、他社生成 AI 部分については適用を除外することとするべきである。開示を求める場合でも、開示内容を、用いている生成 AI の名称の開示及び独自に行った出力調整までに留めるべきである。

#### 意見 4

要約：研究機関等に対する例外を設けるべきである。

意見：大学等の研究機関であっても本コードの適用があり、日本の研究開発に対する影響が大きい。AI Act でも研究活動に対する適用除外がなされている。よって、研究機関等は本コードの適用対象外であることを定めるべきである。

#### 意見 5

要約：生成 AI を無料提供している場合に対する例外を設けるべきである。

意見：オープンソースは AI の技術発展に不可欠である。このため、AI Act でも free and open-source license については、透明性義務が適用除外されている。本コードは、オープンソースでの公開の場合でも生成 AI 事業者として適用があるため、本コードへの対応コストから、オープンソースでの公開を取りやめる事業者が出現する可能性が高い。このような対応コストという点を考えると、無料提供である点が最大のポイントであり、必ずしもオープンソースでなくとも、無料提供している場合には、本コードの適用を除外するべきである。

### (3) 「(3) この文書が採用する手法」について

意見なし

### (4) 「(4) この文書の受入れ状況の可視化」について

#### 意見 6

要約：(4)を削除すべきである。

意見：内閣府知的財産戦略推進事務局において審査しないのであれば、届出や一覧化をする必要性が乏しい。よって、(4)を削除すべきである。

## 2. 「2. この文書が示す原則及び例外」について

---

### (1) 「(1) この文書が示す原則」について

#### ア 「原則1」について

##### ・「原則1(1)ア 使用モデル関係」について

#### 意見7

要約：「アーキテクチャ・設計仕様」「モデルのトレーニングプロセスの内容」を削除すべきである。

意見：「アーキテクチャ・設計仕様」については、LLM以外の分野（小規模言語モデル、映像生成AIなど）では依然としてノウハウの価値を有している。「モデルのトレーニングプロセスの内容」も、LLM以外の分野では依然としてノウハウの価値を有している。これらをコーポレートサイトで公開することは、競合他社にノウハウを開示することにもなりかねず、生成AI開発事業者としては対応できない。よって、上記事項は削除すべきである。また、これらの開示事項が、著作権保護や適切なAI利用につながることもない。そもそも、社会一般に公開したところで、非専門家に（特に映像生成やマルチモーダルなどの）最新のアーキテクチャ等が理解される可能性も低い。よって、上記事項は削除すべきである。

#### 意見8

要約：コーポレートサイトではなく、下流プロバイダーへの守秘義務付きでの開示にのみ限定するべきである。

意見：上記意見7のような削除を行わない場合は、開示対象をコーポレートサイトを通じた社会一般ではなく、AI Actと同様に下流プロバイダーに限定するべきであり、その際も守秘義務を課すことができるようにするべきである。

##### ・「原則1(1)イ 学習データ関係」について

#### 意見9

要旨：イ記載の事項について、ノウハウの保護やセキュリティ等の点から開示を行わないことを認める旨を明示するべきである。

内容：学習に用いる公開データセットの名称や「その他の手段で収集されたデータに関連する事項」の内容が、ノウハウとなる場合が存在する。また、公開した情報が生成AIに対するセキュリティ上のリスクになる場合もある（例えば、学習用データの概要がわかることにより、生成AIの出力を不正に操作することができるようになる、他の学習用データの予測が可能となる、汚染されたデータを収集先ソースに紛れさせるなど）。よって、このような理由がある場合には、開示が不要である旨を明記するべきである。

#### 意見10

要約：クローラーについては識別子の開示を求めないことに変更するべきである。

意見：利用するクローラーの識別子を公開した場合、情報保護上の問題が生じる。例えば、どの会社がどのようなデータをクローリングしたかがクローリング対象のウェブサイト管理者に丸見えになり、このような情報を同管理者により広く開示されてしまうとAI開発企業の学習用データに関するノウハウが侵害される。

特に、少数の学習用データによって特化型 AI を開発することが中心となっている日本企業では、このノウハウは極めて重要である。よって、識別子の公開は削除すべきである。

## ・「原則 1(1)ウ アカウンタビリティ関係」について

### 意見 1 1

要約：ウを削除すべきである。

意見：ウは AI 事業者ガイドラインにおけるアカウンタビリティにおける記載を参考にしているが、「生成 AI システム又はサービスの開発・提供・利用中に行われた意思決定等」の具体例、「トレーサビリティ」「責任者」「ステークホルダーへの具体的対応」の意味等が、本具体例と AI 事業者ガイドラインとは異なっており、ウ全体が意味の通じないものとなっている。よって、削除すべきである。

## ・「原則 1(2) 知的財産権保護のための措置」について

### 意見 1 2

要約：各事項への対応を求めるだけにとどめ、「対応状況を開示」することを求めるべきではない。

意見：AI Act 53 条義務に関するガイドラインである Code of Practice では、原則 1(2)に概ね相当する要素について、遵守のみを求めており、その取り組み状況の開示まで求めていない。一般的にはこれらの事項は営業秘密であり、原則的に公開すべき事項とまで言えない。よって、対応状況の開示を求めるべきではない。

### 意見 1 3

要約：著作権ポリシーについて「その要旨を外部に公表すること」との記述を削除すべきである。

意見：AI Act の GPAI に関する Code of Practice 著作権編 Measure 1.1 では、著作権ポリシーの要旨の公開を推奨するにとどめており、公開まで求めていない。著作権ポリシーとは、社内規定であり、要旨にせよ、営業秘密であり、原則的に公開すべき事項とまでは言えないためである。よって、要旨の公開を求めるべきではない。

### 意見 1 4

要約：「生成 AI の開発・学習等も含めたデータの活用に関しては、他者の知的財産権を侵害しないこと」との記述を削除すべきである。

意見：このような要求事項に反対するものではないが、「原則 1(2) 知的財産権保護のための措置」の要素として、「生成 AI の開発・学習等も含めたデータの活用に関しては、他者の知的財産権を侵害しないこと」があるのはトートロジーである。現に AI Act の Code of Practice でも、Measure として本要素はあげられていない。よって、削除すべきである。

### 意見 1 5

要約：「robots.txt 等の機械可読な指示に従うクローラーの採用等に取り組むこと」との記述を削除すべきである。

意見：robots.txt はサーバー負担の分散や SEO のためのプロトコルであり、著作権保護を主目的としたプロトコルではない。現に、多くのシステム開発者において robots.txt が著作権保護のためのプロトコルであるとは認識していないと思われる。少なくとも、国際的には robots.txt が遍く遵守されているという状況にはなく、外国企業（米国企業のみを指すわけではない。）がこれを無視して学習用データを広く収集すれば、日本企業の競争力が低下する。また、EU 法とは異なり日本法では、robots.txt に反したダウンロードであっても、著作権法 30 条の 4 条上は適法であることとされており、robots.txt を遵守するが著作権保護につながるわけではない。よって、削除すべきである。

#### 意見 1 6

要約：「学習したログを一定期間保持していること」との記述を削除すべきである。

意見：著作権保護に関係のない要素である。現に、AI Act の Code of Practice 著作権編の Measure に本要素は掲げられていない。よって、削除すべきである。

#### 意見 1 7

要約：「電子透かし、C 2 P A その他のコンテンツの出所や来歴を証明するような技術的措置を可能な限り講ずること。」との記述を削除すべきである。

意見：来歴情報は著作権保護と関係がない。現に AI Act でも、Code of Practice 著作権編には本要素は掲げられておらず、詐欺の防止等を目的とする AI Act 50 条に類似の規定が存在している。よって、削除すべきである。

## イ 「原則 2 について」

#### 意見 1 8

要旨：原則 2 を弁護士会照会や裁判所からの調査嘱託のような現行法上の証拠開示制度における運用基準とするべきである。

意見：原則 2 が想定するような、訴訟等やその準備に際しての証拠収集については、現行法上、すでに制度が存在している。これらの制度では弁護士会や裁判所といった法律専門家が、証拠開示の必要性を判定し、必要な場合に限り、証拠開示を求めるのであり、必要性の判定を法律専門家ではない生成 AI 事業者にて委託して証拠開示を行わせるべきではない。仮に、開示の必要性の判断なく開示を求めるのであれば、不適切である（裁判所が必要性なしとして調査嘱託を認めなかった場合でも、原則 2 で開示を求めることができることになってしまう。）。そもそも、既存著作物と十分に類似するコンテンツが生成された時点で、当該既存著作物が学習用データに含まれることが十分に推認できるのであり、訴訟提起のために、原則 2 のような開示も必要がない。よって、原則 2 は、弁護士会照会や調査嘱託における運用基準として定めるべきである。また、既存法上の証拠開示制度とは独立した、証拠開示の必要性の判断の不要な（またはその判定を生成 AI 事業者にて求める）情報開示制度を設けると、多数の情報開示の求めがなされることが予測され、それへの対応コスト（仮に開示要件を満たしていなくとも、その判定や、申請者からの事情聴取や資料確認などのコストを含む）が膨大なものになる。よって、原則 2 は、既存法上の証拠開示制度の運用基準とするべきである。

#### 意見 1 9

要旨：ログが存在しない場合には「不明」との回答を行えることを明記するべきである。

意見：クローリングについて、必ずしも詳細なログが残っていないことがある。クローリング対象ウェブサイトのトップドメイン等のみをクローラーに指定し、あとはクローラーが自動でトップサイトからリンクをたどってクローリングをするような場合には、必ずしもクローラーがその挙動のすべてのログを保管しているわけではなく、どの URL からダウンロードしたのか不明なことが、頻繁に起こる。また、URL が同一でも、コンテンツが変更されている可能性があり、生成 AI 事業者が回答を行うには、ダウンロードしたデータも URL と紐づけて保管する必要があるが、大規模モデルの学習用データの場合、膨大なデータ容量となり、保存コストが大きなものとなりかねない（場合にもよるが、数十テラバイトであれば月額数十万円のクラウドサーバー代金が必要になる。当然学習用データの容量がこれよりはるかに大きいこともある。）。このため、ログ保存コストが理由となり、生成 AI 開発が停滞する可能性が高い。よって、経済的理由や（著作権以外の）リスクが低いことなどを理由として、クローリングに関するログの容量等を制限することは認められるべきであり、その結果、原則 2 に関する開示ができないことも認めるべきである。

#### 意見 2 0

要旨：ノウハウ保護を理由とした回答拒否を認めることを明記するべきである。

意見：クローリングを行った URL が明らかになると、どのウェブサイトからどのようなデータをクローリングしたのか、予測が可能になり、これにより学習用データの内容という重要なノウハウが漏洩する可能性がある。一定目的外に利用しない誓約を行うことが前提となっているが、重要なノウハウというものは、秘密保持の合意の有無にかかわらず、第三者に提供するものではない。また、誓約に反した公開がなされ、上記のようなノウハウ流出があった場合、違反者の無資力などで損害賠償が可能とは限らない。本コードでは「また、開示の求めに係る各事項が営業秘密に該当すると考えられる場合などにおいても、まずは真摯に検討、協議することが期待される。」という形で、裏からノウハウを理由とする開示拒否が認められることを記載しているが不十分である。よって、ノウハウにかかわる場合には回答拒否と認める旨を明記すべきである。

## ウ 「原則 3」について

#### 意見 2 1

要旨：弁護士会照会や裁判所からの調査囑託のような現行法上の証拠開示制度における運用基準とするべきである。

意見：原則 3 が想定しているのは、「生成したコンテンツを類似する既存著作物を発見したため、生成コンテンツの利活用の可否に迷うユーザー」への対応という場面だと理解しているが、そもそも、このような場合に、「類似性は認められるが、依拠性を欠くために著作権侵害を構成しないため、類似する生成コンテンツを活用する」という意思決定をする者はほぼ存在しないし、そのような利用のために回答を行う必要もない（ユーザーにおいて利用しなければよい）。原則 3 が役立つのは、生成コンテンツを公開したところ、著作権者から著作権侵害の警告を受けたという場合だと考えられる。この場合は、一定の事件が発生しているのであり、弁護士会照会や調査囑託といった既存法の証拠開示制度を活用できるのであるから、原則 2 の場合と同様、原則 3 も既存法の証拠開示制度における運用基準とするべきである。

意見 2 2

原則 2 の意見 1 9 と同様

意見 2 3

原則 2 の意見 2 0 と同様

(2) 「(2) この文書が示す原則に対する例外」について

意見なし

(3) 「(3) 「エクスプレイン」を選択した場合に関する留意事項」について

意見なし

(4) 「(4) その他の事項」について

意見 2 4

要旨：「政府が実施・運用する各種の事業や制度等において、一定のインセンティブ」  
を設けるべきではない

意見：本コードへの対応には、相当のコストが必要となる。SME は、コストが原因で  
対応できない割合が多くなると予測される。そうすると、政府の実施する事業等  
に SME が選考場面等で不利になってしまい、スタートアップ振興などの重要な  
目的が妨げられ、日本の競争力向上等の重要目的が実現できなくなる。よって、  
一定のインセンティブを与えるべきではない。

以上

共同提出者

株式会社 ABEJA	代表取締役 CEO 岡田 陽介
株式会社 Algomatic	代表取締役 CEO 大野 峻典
株式会社 HRBrain	代表取締役 CEO 堀 浩輝
株式会社 AIDEALab	代表取締役 富平 準喜
株式会社 Elith	代表取締役 井上 顧基
ストックマーク株式会社	代表取締役 CEO 林 達
株式会社 ソラコム	代表取締役社長 CEO 玉川 憲
株式会社 NexaScience	代表取締役 牛久 祥孝
u g o 株式会社	代表取締役 CEO 松井 健
株式会社 Laboro.AI	代表取締役 CEO 椎橋 徹夫
株式会社 Ridge-i	代表取締役社長 柳原 尚史

(五十音順)

<本件事務局>

株式会社 ABEJA

〒108-0073

東京都港区三田一丁目1番14号 Bizflex麻布十番 2階

代表取締役 CEO 岡田 陽介

法務チーム弁護士 古川 直裕

広報渉外グループマネージャー 板野 可奈子